

○大阪市立共同利用施設条例

昭和49年8月31日

条例第64号

大阪市立共同利用施設条例を公布する。

大阪市立共同利用施設条例

(設置)

第1条 飛行場周辺における航空機騒音による障害の緩和に資するため、本市に共同利用施設（以下「施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(用途)

第2条 施設は、市規則で定める地域の住民（以下「地域住民」という。）の学習、集会、休養、保育その他市長が適当と認める用途に使用する。

(休館日)

第3条 施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（大阪市立北中島センター及び大阪市立西中島センターにあっては、日曜日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、第10条の規定により施設の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、施設の設定の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は施設の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第4条 施設の供用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、施設の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第4条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第4条第2項の規定により読み替えられた第3条第2項」と読み替えるものとする。

(使用の許可)

第5条 施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはな

らない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 営利を目的とするとき
- (3) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (4) 管理上支障があるとき
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- (6) その他不相当と認めるとき
（使用許可の取消し等）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第5条の許可を受けたとき
- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき
（意見の聴取）

第7条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第6条第5号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第6条第5号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

（入館の制限）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

（使用料）

第9条 施設の使用料は、無料とする。

（管理の代行）

第10条 施設の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて市長が指定するものに行わせる。

（指定申請の公告）

第11条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

（指定申請）

第12条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、施設の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

（欠格条項）

第13条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第1号に該当する者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

（指定管理予定者の選定）

第14条 市長は、第12条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 地域住民の平等な利用が確保されること

- (2) 設置の目的に照らし施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 施設の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
(指定管理者の指定等の公告)

第15条 市長は、指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設の使用の許可に関すること
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- (3) その他施設の管理に関すること

(施行の細目)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 (昭和49年9月1日施行、告示第455号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (昭和50年6月5日条例第39号、昭和50年9月1日施行、告示第465号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (昭和53年9月27日条例第52号、昭和53年10月1日施行、告示第684号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (昭和54年3月13日条例第14号、昭和54年4月1日施行、告示第185号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (昭和55年3月1日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年5月31日条例第39号、昭和55年12月1日施行、告示第726号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (昭和56年5月30日条例第68号、昭和56年7月1日施行、告示第382号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (昭和58年12月8日条例第44号、昭和58年12月24日施行、告示第753号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成17年10月19日条例第145号、附則ただし書に規定する改正規定を除く
その他の改正規定、平成18年4月1日施行、告示第327号）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第9条の次に6条を加える改正規定（第11条から第13条及び第14条前段に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月18日条例第97号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日条例第66号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月27日条例第88号）

この条例は、公布の日から施行する。

○刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和7条例1）抄
（罰則の適用等に関する経過措置）

第9条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第10条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみ

なす。

附 則（令和7年2月26日条例第1号）抄
この条例は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第1条関係）

名称	位置
大阪市立西三国センター	大阪市淀川区十八条3丁目
大阪市立三国センター	大阪市淀川区西三国3丁目
大阪市立東三国センター	大阪市淀川区東三国6丁目
大阪市立北中島センター	大阪市淀川区宮原5丁目
大阪市立西中島センター	大阪市淀川区西中島3丁目
大阪市立宮原センター	大阪市淀川区西宮原1丁目
大阪市立啓発センター	大阪市東淀川区東中島5丁目
大阪市立柴島センター	大阪市東淀川区柴島2丁目

○大阪市立共同利用施設条例施行規則

昭和49年8月31日

規則第107号

大阪市立共同利用施設規則を公布する。

大阪市立共同利用施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用者)

第2条 大阪市立共同利用施設（以下「施設」という。）を使用することができる者は、別表に掲げる地域の住民とする。ただし、施設の管理、運営に支障のない範囲で他の地域の住民に使用させることができる。

(指定申請の公告事項)

第3条 条例第11条第5号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第3条第2項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）

(2) 指定申請に必要な書類

(3) 条例第13条各号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）

のした指定申請は、無効とする旨

(指定申請の方法)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書

(3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における次に掲げる書類（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時におけるアに掲げる書類又は財産目録（法

人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)とする。

ア 貸借対照表

イ 損益計算書(これに相当する書類を含む。)

ウ ア及びイに掲げる書類の監査に係る報告書

(4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)

(5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類

(7) 条例第13条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類

(8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの施設の管理に関する事業計画書及び収支予算書

(9) 施設の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類

(資料の提出の要求等)

第5条 市長は、条例第14条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(事業報告書の記載事項等)

第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先

(2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること

(3) 施設の管理の業務の実施状況

(4) 施設の利用者数その他の利用状況

(5) 施設の管理に要した経費等の収支の状況

(6) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度終了後(地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日後)2月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期す

ることができる。

(損害賠償等)

第7条 施設の使用の許可を受けた者又は入館者が建物又は附属設備を損傷し、又は亡失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この規則は、昭和49年9月1日から施行する。

附 則 (昭和50年9月1日規則第90号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年9月27日規則第101号)

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則 (昭和54年4月1日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年11月27日規則第90号)

この規則は、昭和55年12月1日から施行する。

附 則 (昭和56年6月25日規則第93号)

この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則 (昭和58年12月22日規則第88号)

この規則は、昭和58年12月24日から施行する。

附 則 (平成元年4月1日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年4月1日規則第83号) 抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第45号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 大阪市立共同利用施設の指定管理者の指定手続に関する規則(平成17年大阪市規則第169号)は、廃止する。

附 則 (平成19年3月30日規則第116号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日規則第143号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月27日規則第225号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第49号）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月23日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

施設名	地域
大阪市立西三国センター	大阪市立西三国小学校通学区域
大阪市立三国センター	大阪市立三国小学校通学区域
大阪市立東三国センター	大阪市立東三国小学校通学区域
大阪市立北中島センター	大阪市立北中島小学校通学区域
大阪市立西中島センター	大阪市立西中島小学校通学区域
大阪市立宮原センター	大阪市立宮原小学校通学区域
大阪市立啓発センター	大阪市立啓発小学校通学区域
大阪市立柴島センター	大阪市立東淡路小学校通学区域